

令和6年度

目黒区総合教育会議

第2回会議録

(令和6年11月19日開催)

第2回目黒区総合教育会議会議録

- 1 開催年月日 令和6年11月19日
- 2 開催場所 総合庁舎6階教育委員会室
- 3 出席委員

目黒区長	青 木 英 二	関 根 義 孝
教育委員会教育長	片 山 正 寛	若井田 正 文
教育委員会教育長職務代行者	松 村 眞 理子	高 橋 智佳子
教育委員会委員		
教育委員会委員		
教育委員会委員		
- 4 出席職員

企画経営部長	斎 藤 秀 一	竹 内 聡 子
総務部長	勝 島 壯 介	田 中 健 二
文化・スポーツ部長	榎 本 達 司	吉 田 武 広
子育て支援部長	青 木 悦 子	佐 藤 公 彦
教育次長	二 宮 亮 平	中 尾 真 里
企画経営課長	松 尾 伸 子	和 田 信 之
財政課長	幕 澤 正 志	高 橋 直 人
子育て支援課長	西 原 昌 典	関 原 真 徳
放課後子ども対策課長	藤 原 康 宏	岡 原 英 雄
子ども家庭支援センター所長	寺 尾 千 将	鈴 木 泰 大
子ども家庭支援拠点整備課長	佐 藤 泰 之	末 木 顕 子
保育課長	斎 藤 洋 介	坂 本 祐 樹
保育計画課長		
教育政策課長		
学校統合推進課長		
学校運営課長		
学校ICT課長		
学校施設計画課長		
教育指導課長		
統括指導主事		
統括指導主事		
教育支援課長		
生涯学習課長		
八雲中央図書館長		
- 5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 協議事項

- ・目黒区実施計画改定素案について
- ・目黒区財政計画（令和7年度～11年度）（素案）について
- ・目黒区子ども総合計画（令和7年度～令和11年度）素案（案）について
- ・碑文谷保健センター跡地への東京都児童相談所の誘致について

(2) その他

7 会議の結果及び主要な発言

別紙のとおり。

(午前 9 時 3 0 分開会)

○区長 定刻になりましたので、これより令和 6 年度第 2 回目黒区総合教育会議を開会いたします。

まず、傍聴者の有無について事務局に確認します。いかがですか。

○事務局 傍聴ありません。

○区長 それでは、途中で傍聴者がいらっしゃった場合は、入室を許可したいと思いますのでご了解をよろしくお願いいたします。

○区長 (開会あいさつ)

(議題 (1) 目黒区実施計画改定素案について)

(議題 (2) 目黒区財政計画 (令和 7 年度～11 年度) (素案) について)

○区長 それでは、議事に入ります。

目黒区実施計画改定素案と、その財源の裏づけになる目黒区財政計画を一括して、事務局から説明を受けます。

○説明者 (資料により説明)

○区長 それでは、ご質疑、意見、要望を一括してお受けします。ご発言がありましたら挙手をお願いいたします。

○委員 ご説明ありがとうございました。

教育委員会ではこれまで、中学校の統合で 4 校を 2 校にするということをずっと議論してきました。その具体的な実施計画についても記載されていますけれども、莫大な費用がかかることを改めて認識したところです。今後の物価高騰や、今一般的にいろいろな建築が遅れ遅れになっているという社会情勢がありますけれども、中学校の統合というのは、生徒や今後入学を予定している児童、その他にも関係者が多くいますし、教育上不安定な状態に置かれるということが心配ですので、中学校の統合については、最優先でスケジュールを厳守して実施していただきたいです。

それから、今のご説明をお聞きしますと、基金が減少し、区債が増加するということで、目黒区の財政状況がかなり悪化するような印象を受けました。基金は今まで余裕があったものが減っていくということはやむを得ないと思うんですけれども、区債はいずれ償還しなければいけないものですので、この点についてはど

のような展望をお持ちなのかお聞きします。

○区長

1点目は私からお答えします。私どもにとって大事な課題です。すでに校章が決まったり、標準服等もいろいろ決まった段階で、学校ができませんなんていうことはあってはならないので、区長としての最優先課題で、よく念頭に入れながら対応していきたいと思います。

○説明者

2点目は私から回答いたします。

委員おっしゃるとおり、今後基金が減るという状況と、区債、ある意味借金ですね、そちらが増えていくという状況になります。

大原則を申し上げますと、基本的に、地方公共団体がお金を借りるときは、施設の整備でしか借りることができませんので、国のように赤字になったときにお金を借りることができない仕組みになってございます。そのため、施設を更新する場合は、一般的にお金を借りるといったフェーズが入ってまいります。

区としては、持続可能な行財政運営をするために、そのお金を借りる度合いをしっかりと管理しないといけないということで、財政運営上のルールを定めております。

3つあるルールの中の1つを読ませていただきますと、施設更新に当たっては、世代間の公平性を確保するために、起債を活用しつつも、将来的な公債費の負担を増大し過ぎないようにするため、毎年の公債費負担比率が10%を上回らないようにします、と定めてございます。

この公債費負担比率というのが、税収などの一般財源のうち、借金の返済にかかるお金の割合でございまして、国のほうでは、その割合が15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとしています。目黒区では国の割合よりも少し厳しめに、10%という数字を設けてございます。

資料に公債費負担比率の今後のシミュレーションを書かせていただきましたけれども、一番下の表をご覧ください。公債費負担比率の令和21年度までのシミュレーションですけれども、今のところ6.9%ということで、10%を上回らない状況となっております。

委員おっしゃいますとおり、今後そういった借金の返済の面が懸念されますので、こういったルールなどを守りながら、しっかりとやっていきたいと思います。

○委員

ありがとうございます。1点目については、区長のご回答をお

聞きし、2点目についても丁寧なご説明を受けまして、安心いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○区長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からも責任者として申し上げます。

実施計画は、全てではないものの、ハード部門を多く載せている計画ですので、どうしても事業費の総額が大きくなるのですが、今回は現行計画と比較すると事業費が一気に約2.7倍になりました。

原因の1つは、今まで計画の段階であった、例えば学校統合等がいよいよ建築のフェーズに入ったということ、もう一つは、今委員からお話があったように、物価高騰ということ。ウクライナの問題や円安による物価高騰の影響で建設費用等が倍ぐらいになってしまっているということと、もう一つ、働き方改革として週休2日の徹底ということで、私どもも発注事業者にはしっかり守るように言っていますので、単価が上がる要因ばかりで非常に厳しい状況になっていることがあります。

目黒区は今、過去最大の税収です。令和5年度の決算で515億、これは過去最大であるにも関わらず、財政の中長期見通しが悪化していることに危機感を持っています。2008年のリーマンショックのときも毎年100億ずつ基金が減って、枯渇してしまいましたが、今回は収入が増えているにも関わらず、基金が減っていつてしまうという、非常に深刻な状態に置かれています。全庁挙げてしっかりこれを乗り越えていくという、とても大事な段階に差しかかっていますので、教育委員各位もご理解いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質疑、意見、要望を終わります。今、いただきましたご意見を踏まえ、今後、両計画の改定を進めていきます。

(議題(3) 目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度) 素案(案)について)

○区長

続きまして、目黒区子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)素案(案)についてを議題といたします。

○説明者

(資料により説明)

○区長

それでは、ご質疑、意見、要望を一括してお受けします。ご発

言がありましたら挙手をお願いいたします。

○教育長

素案の案という段階ですけれども、子育て支援部にここまでまとめていただきまして、ありがとうございます。これが案としてまとめれば、教育委員会としても、今後の目黒区の教育を進めていく上でのよりどころの1つとなるものだとは認識しています。この計画に対する当事者意識を持って、我々も臨んでいきたいと思っています。

それから、またこれはちょっと先の話になるんですけれども、これだけのボリュームのある計画であっても、今の子育て施策の国の動きとかいろいろ見ていると、現時点では想定していなかった課題も現れるかと思います。それに対しては、区長部局、子育て支援部と教育委員会とで連携して臨んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○区長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

平成7年に阪神淡路大震災が起きましたときに、芦屋近辺に避難所運営について視察に行きました。

そこで分かったことは、日頃から地域と学校の連携が取れていて、地域が学校の内部のことをよく知っているところでは、とてもスムーズに住民が学校で避難所生活を送っていました。それに対して、あまり連携が取れていないところでは、ガラスが割られて入られたり、避難所運営がうまくいっていなかったということが1つ。

それから、地域の中学生在がとても活躍していたんですね。地域の高校生は、自分の通っている高校に行ってボランティアをすることが結構多いんですけれども、中学生は地元の中学校で、例えば、避難所に避難してきた方の名簿づくりですとか、物品の配付ですとか、そういうことに非常に戦力になっている、そういう状況を目の当たりにしました。

今、首都圏の直下型地震が起こる可能性は高くなっておりますし、能登半島の地震、そのほか日本全国あらゆるところで地震が起こるような状態ですので、目黒区も防災のことを考えますと、日頃から地域と学校の連携、学校運営協議会の設置ということも今、教育委員会で進めておりますけれども、進捗状況が少し遅いようですし、また、地域学校協働活動というものが社会教育法に定められて推進されているようですけれども、まだまだこれからということです。

防災の観点からも、日頃から地域と学校が十分に連携して、平常時には地域が学校の活動を盛り立てたり、地域のいろいろなコミュニティ活動に学校が参加したりということもありますけれども、いざ災害が起こったようなときに避難所として機能するために、日頃からの学校と地域の協働という点で、十分にご考慮いただいて実施をお願いしたいという要望でございます。

○区長 ご意見、ご要望、全くそのとおりです。

特に公立学校の場合は地域との連携が極めて重要で、教育だけではなく、防災に関してもおっしゃるとおりだと思います。重要な意見として、しっかり受け止めていきます。

○説明者 子ども総合計画の中に、新規事業ということで地域学校協働活動の推進を掲げているところでございます。

来年度から、小学校2校、中学校1校で学校運営協議会を設置してまいりますので、それに合わせまして地域学校協働本部を整備をすることで、地域学校協働活動を推進してまいりたいと考えてございます。そうした過程の中で、地域と学校が連携し、関係性を強めながら推進してまいりたいと考えてございます。

○区長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質疑、意見、要望を終わります。今、いただきましたご意見を踏まえながら進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(議題(4) 碑文谷保健センター跡地への東京都児童相談所の誘致について)

○区長 続きまして、碑文谷保健センター跡地への東京都児童相談所の誘致についてを議題といたします。

○説明者 (資料により説明)

○区長 それでは、ご質疑、意見、要望を一括してお受けします。ご発言がありましたら挙手をお願いいたします。

○委員 都立児童相談所の誘致は令和13年度ということなので、結構先という印象を受けました。

碑文谷保健センターの跡地に箱物を造るとなると、それなりの時間がかかるということだと思うのですが、それまでも児童の虐待事案が発生しないとも限らないですし、いろいろ相談したい方もいると思います。

鷹番保育園の跡地にこども家庭センターを開設したり、都立児

童相談所のサテライトオフィスを誘致することは令和7年度に実施されるのかどうか、資料にははっきり書いていなかったのを確認します。

また、そういった機能を持つ組織ができた場合には、児童相談所に相談すべきことですか虐待の通報は、令和13年度よりも前に機能を果たすことができるのか確認します。

○説明者

まず、サテライトオフィスについては、都立児童相談所の職員が、鷹番にできるこども家庭センターに来訪しまして、そこを拠点に訪問したり、対象者と面談したり、そういうことができる部屋を設けるものです。これは令和7年度中に開設することになります。

今現在、さきに説明したとおり、品川児童相談所が目黒区を管轄しているところですが、東京都の再編の計画が出ておりまして、おそらく今年度末には公表されるだろうとは思いますが、区内に目黒区を管轄する児童相談所ができるまでの間、東京都の品川児童相談所のまま、あるいはどちらかと再編するという形で、東京都の児童相談所の管轄として、今までどおり都と区の関係は続いてまいります。

今までどおりと申しましたが、将来的に区内に都立児童相談所を開設していただくというところで、より連携を強化していかなければなりませんし、目黒区を管轄する地域の児童相談所として、東京都が役割を発揮できるように、こども家庭センターと児童相談所の連携をどのように強化していけばよいかということを、来年度以降検討しつつ、実行していくという計画でございます。

○区長

今まで品川児童相談所まで行っていたのですが、区内にサテライトオフィスという形で身近にできるということは、今までに比べると大きな一歩だと認識しています。

○説明者

加えまして、令和7年度にオープンするこども家庭センターの役割というところで、少し説明をさせていただきます。

まず、これまでの子ども家庭支援センターが国の児童福祉法の改正によりまして、母子保健との連携を強化し一体的な支援を届けるということで、こども家庭センターとして強化し設置するものでございます。

1つ目は母子保健との連携をしっかりと進める施設であるということ、2つ目は児童相談所との連携強化に努めるということ、それから3つ目としまして、地域とのつながりをもっと広げてい

こうということで、乳幼児期の子育てのみならず、学童、青年期にわたる様々な活動をしている団体とより連携を図りまして、地域を支えるということを強化していくものでございます。

先ほどの委員のご質問にもありました、学校と地域との連携というところも関係してくるかと思いますが、子育てにおきましては、そういった地域との連携というのがとても重要な時代になってきております。行政だけでは目が届かない、区の関係機関だけでは目が届かない、それを地域の目によって支えていくということに発展できるように、強化していきたいと考えているところです。

○委員

ありがとうございました。

都立児童相談所の誘致は、実施計画改定素案で拝見すると、令和11年によくこども家庭センターの工事が始まるようなんですけれども、実際に開設するまでに6年、7年ぐらいあります。

それまでは、品川の都立児童相談所で引き続き対応ということになると思うんですけれども、そこにいくまでの中間部分にはどのようなことがあるのか教えてください。

○説明者

碑文谷地域において、まず令和13年度に目指しておりますのは、第三ひもんや保育園のあるところに、子ども総合相談センターということで、こども家庭センターと、さらに子どもに関する相談がワンストップでできるような、さらには若者と今課題になっているようなことを総合的に相談できる施設を作っていきたいということで、実施計画には基本構想をつくり、基本設計を引いて、実施設計を引いて、建設していくという流れのものを載せてございます。

それから、碑文谷保健センターの方は、都立児童相談所の設置ということになります。設置につきましては、東京都が基本構想をつくり、基本設計、実施設計というふうにスケジュールを引いていくこととなりますが、区といたしましては、まず碑文谷保健センターを解体するというので、それに向けての調査であるとか、解体の設計であるとか、実際の解体工事をするというところまでを今回の実施計画に載せているところでございます。

今回の実施計画は建物に関わる部分でそういった工程がありますということを、工事に関わる経費などとともに載せている表になってございます。

○区長

今、誘致を進めている都立児童相談所は区内に設置されるので

すが、管轄は目黒区と渋谷区になります。国の方針として管轄区域における人口が50万人以上であること1つの目安としてありますので、たまたま現在区立児童相談所を持っていない渋谷区を足すと偶然にもちょうど50万人になり、一定の規模になるため、管轄はこの2区となります。

今までは、目黒区、大田区、品川区の合計130万人か140万人の人口で対応していたのが、50万人になると3分の1ぐらいの範囲になるので、手厚く児童虐待防止も進められていくのではないかということが、誘致を決断した理由の1つでもあるということをおし上げておきます。

○説明者

これからの5年間どのような形で進めていくかについて、先ほどの説明を補足させていただきます。まず都立児童相談所との関係で申しますと、先ほど区長から申し上げたとおり、管轄は渋谷区と目黒区ということで方向性が出されていますが、どのように管轄区域の見直しも含めて進めていくかは、東京都で検討を進めている状況で、年度末までには方向性が出るという話も聞いております。

その辺りのところを含めて、東京都、渋谷区、目黒区の3者で今後の児童相談業務に連携して取り組んでいく予定でございます。状況がはっきりしたらまた改めて、この場でも情報共有をさせていただきますと思います。

それからもう一つ、総合支援拠点についてですが、先ほど申し上げたとおり、鷹番保育園跡地では、まずは母子保健と児童福祉の連携を図っていく、それに地域づくりも加えてありますけれども、この5年間では、こども家庭センターを中心として、教育、福祉、地域、こういったものをまとめて、総合的な支援体制の仕組みづくりを進めていくものでございます。

最終的には第3ひもんや保育園跡地にハードを整備しますが、この5年後を目指して、全体のソフトの仕組みも構築していくことを考えているところでございます。

○区長

私からこれまでの経緯を少し説明させていただきます。平成28年4月に区長会において、練馬区を除く22区の区長で、区立児童相談所を目指す方向性を確認いたしました。

きっかけとしては、その直前に、病院から児童相談所や区に虐待の通報があったにも関わらず、2つの組織の谷間に陥り、虐待で亡くなってしまうという痛ましい事件があり、そういった事案

を受けて、より身近なところに児童相談所を設置していくべきではないかという議論が出ました。

また、その直後に児童福祉法の改正があり、23区でも区立児童相談所を設置することができるようになったというタイミングでもありました。

目黒区では平成30年3月に小学校に入る直前のお子さんが虐待で亡くなるという、とても衝撃的なことがありまして、区立児童相談所の設置を目指してきたのですが、幾つかのネックがあって、1つは400坪以上の用地が必要だということ、それから、人材が事務職だけではなく専門職種が必要ということです。もともと目黒区には専門職種はいませんので、育成に膨大な時間がかかってしまいます。

これらがネックになったのは目黒区だけではありません。結果として今9区で区立児童相談所ができて、1区はもともとやらないこととしているので、目黒区を含めて残りの13区でできていないという現状があります。

そういった状況の中で、東京都との関係等も生まれてきて、最終的に都立児童相談所の誘致が可能になりました。区立なのか都立なのかに関係なく、区内に児童相談所ができることが私どもの目的であったので、渋谷区も同じ状態で、合わせると50万人を確保できるという幾つかの前向きな要件が重なったことから、区長として判断をしたということです。

これからが大事で、時間もかかると思いますが、これまでのご議論を踏まえて、しっかりとした対応をしていきたいと思えます。教育委員会、区立学校との連携が図られる必要がありますので、特段のお力添えをお願い申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、児童相談所についての説明はこれで終わります。

○区長

本日の協議事項については全てご協議をいただきました。

その他、何か各委員からご発言がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○区長

それでは、以上をもちまして、第2回目黒区総合教育会議を閉じさせていただきます。

また今後の状況の変化によりましては、適時適切に開催をさせ

ていただくことがあろうかと思いますので、その節はよろしくお
願いいたします。

それでは、会議を閉じます。ありがとうございました。

(午前 10 時 41 分閉会)